

育児又は看護を行う職員の時間外勤務及び深夜勤務の制限について

平成22年6月28日

例規（警）第27号

警察本部長

各部長・参事官・所属長

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年千葉県人事委員会規則第2号。以下「規則」という。）が一部改正されたことから、育児又は看護を行う職員の時間外勤務及び深夜勤務の制限について、別添のとおり制定し、平成22年6月30日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、育児又は看護を行う職員の深夜勤務の制限について（平成16年例規（警）第36号）は廃止する。

別添

育児又は看護を行う職員の時間外勤務及び深夜勤務の制限

第1 時間外勤務の制限

1 時間外勤務の制限の概要

条例第8条の2第1項に規定する、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合は、公務上の運営に支障がある場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならない。

2 時間外勤務の制限を請求できる場合

3歳に満たない子を養育する職員は、時間外勤務の制限の請求をすることができる。

3 時間外勤務の制限を取消又は終了する場合

次に掲げる事由が生じた場合は、時間外勤務の制限を取消又は終了するものとする。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求に係る子の年齢が満3歳に達した場合

第2 深夜勤務の制限

1 深夜勤務の制限の概要

条例第8条の2第2項に規定する、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員又は日常生活を営むのに支障がある者（以下「要看護者」という。）を看護する職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するため又は当該要看護者を看護するために請求した場合は、公務上の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 深夜勤務の制限を請求できる場合

(1) 育児を行う職員

小学校就学の始期に達するまでの子のある職員は、職員の配偶者で当該子の親である者が、深夜において常態として当該子を養育することができない場合には、深夜勤務の制限の請求をすることができる。

ア 「小学校就学の始期に達するまで」とは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう。

イ 「深夜」とは、午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。

ウ 「常態として当該子を養育することができない場合」とは、職員の配偶者で当該子の親である者がいない場合又は以下のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 深夜において就業している場合（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を除く。）

(イ) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該請求に係る子を養育することが困難な状態にある場合

(ウ) 出産（妊娠4月以上（85日以降をいう。）の生産（早産を含む。）及び死産（流産を含む。）をいう。）の予定日以前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）に当

たる日から出産の日後8週間を経過するまでの期間にある場合

(エ) 当該子と別居している場合

(2) 看護を行う職員

要看護者を看護する職員は、深夜勤務の制限の請求をすることができる。ただし、「要看護者」とは、次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。

ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

イ 2親等以内の親族

ウ 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母

エ 配偶者の父母の配偶者であって、職員と同居している者

オ 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子であって、職員と同居している者

3 深夜勤務の制限を取消又は終了する場合

次に掲げる事由が生じた場合は、深夜勤務の制限を取消又は終了するものとする。

(1) 育児を行う職員

ア 当該請求に係る子が死亡した場合

イ 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

ウ 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

エ 当該請求をした職員の配偶者が前記2(1)ウに掲げる事項のいずれにも該当しなくなった場合

オ 当該請求に係る子の年齢が満6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合

(2) 看護を行う職員

ア 当該請求に係る要看護者が死亡した場合

イ 当該請求に係る要看護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した場合

ウ 当該請求をした職員が当該請求に係る要看護者と同居しないこととなった場合

第3 請求に係る手続

1 時間外勤務の制限の請求

(1) 時間外勤務の制限をする一の期間は、1年又は1年に満たない月を単位とする期間とし、できる限り長い期間について一括して請求すること。

(2) 時間外勤務の制限を受けようとする職員は、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「時間外勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにし、時間外勤務制限開始日の前日までに、時間外勤務制限請求書（別記第1号様式）により所属長に対し請求するものとする。

2 深夜勤務の制限の請求

(1) 深夜勤務の制限をする一の期間は6月以内とし、できる限り長い期間について一括して請求すること。

(2) 深夜勤務の制限を受けようとする職員は、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにし、深夜勤務制限開始日の1か月前までに、深夜勤務制限請求書（別記第2号様式）により所属長に対し請求するものとする。

3 子の出生前における請求

育児を行う職員の時間外勤務及び深夜勤務の制限の請求については、当該子が出生する前においてもすることができるものとする。この場合、職員は子が出生した後、速やかに当該子の氏名及び生年月日を所属長に届け出なければならない。

4 時間外勤務及び深夜勤務の制限の請求を受けた場合の措置

(1) 請求を受けた所属長は、当該職員が時間外勤務の制限又は深夜勤務の制限を請求することができる職員であること及び請求期間が適正であることを確認するとともに、公務運営上の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し、公務運営支障通知書（別記第3号様式）により通知しなければならない。

なお、公務運営上の支障の有無の判断に当たっては、請求に係る時期における当該職員の業務の内容、業務量、代行者の配置の難易等を総合して行うこと。

(2) 所属長は、請求に係る事由について確認する必要があると認められる場合には、当該請求をした職員に対し、証明書類の提出を求めることができる。

(3) 所属長は、前記(1)の通知後に公務の運営に支障が生じる日があることが明らかになった場合は、当該日の前日までに当該職員にその旨を通知しなければならない。

5 育児又は看護の状況に変更があった場合の措置

職員は、育児又は看護の状況に変更が生じた場合には、育児又は看護の状況変更届（別記第4号様式）により、所属長に対し遅滞なく届け出なければならない。この場合、時間外勤務の制限及び深夜勤務の制限の期間は、変更の事由が生じた日の前日までの期間とする。

6 請求書等の写しの送付

所属長は、時間外勤務及び深夜勤務の制限の請求を受け、公務運営上支障がないとして当該勤務を制限することとした場合及び育児又は看護の状況の変更により当該勤務の制限を取消又は終了することとした場合は、当該請求に係る時間外勤務制限請求書、深夜勤務制限請求書及び育児又は看護の状況変更届の写しを警務部警務課へ送付すること。

以下別記様式省略